



2018年2月26日

「仮想通貨」が国際金融シンポジウムにおける焦点の一つに

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部長兼開発経済調査部長 矢口 満

2月22日に当研究所は、「グローバル金融危機から10年～変貌した世界経済、その背景と今後の展望～」と題し、国内外から5人のパネリスト¹を迎えて、第26回国際金融シンポジウムを開催した。その全貌は後日、個々のパネリストから許諾を得た上で Occasional Paper として当研究所ホームページに掲載する予定である。以下では取り急ぎ、現時点で明らかにできる範囲で、今回のシンポジウムにおける議論の概要をご紹介します。

シンポジウム前半では、米国、欧州、中国、アセアン、日本という5カ国・地域につき、グローバル金融危機の生じた2008年から足元までの景気回復と今後の循環的な景気見通しについて、各パネリストが10分間ずつスピーチを行った。その上でシンポジウム後半では、各国・地域の経済・金融の構造的な側面に関して、パネルディスカッション形式で議論が展開された。具体的には、まず「3つのL」、すなわち低賃上げ (Low wage increase) ・低インフレ (Low inflation) ・低金利 (Low interest rate) が取り上げられ、続いて金融セクターにおける今日的なトピックス、すなわち金融規制強化や金利低下、そして FinTech がテーマとなった。

シンポジウム前半では、各国・地域において、総じてしっかりとした足取りで景気拡大が進んでおり、今後も堅調な経済成長が続くとの見方が示された。今月上旬に世界的に株価が調整したが、その点への言及はほとんどなかった。これらは事務局を務めた筆者として、ほぼ想定どおりであった。

一方、シンポジウム後半のパネルディスカッションは、事前の想定とは若干異なる展開となった。すなわち、事務局としては「3つのL」や金融規制強化が議論の中心になると考えていたが、実際にはそれらと同等以上に FinTech、とりわけ仮想通貨（英語では crypt currency）に焦点が当たることになった。これは、グローバル金融危機以降の金

¹ 浅川雅嗣氏（財務省 財務官）、ディワ・C・ギニグウンドゥ氏（フィリピン中央銀行 副総裁）、ランダル・K・クォールズ氏（米連邦準備制度理事会（FRB）副議長、金融規制担当）、クラウス・レグリング氏（欧州安定メカニズム（ESM）総裁）、アンドリュー・シェン氏（香港大学アジアグローバル研究所 特別フェロー、中国銀行業監督管理委員会 首席顧問）《アルファベット順》。なお、モデレーターは当研究所理事長の渡辺博史が務めた。

融規制が議論される中で、思った以上に早い段階でアマゾン、アリババ、フェイスブックなど規制対象外の FinTech 企業と既存の金融機関との比較に話が及んだからである。そこから更に、仮想通貨を規制のカバー範囲に含めるか否かが焦点となり、議論の中心が一気に仮想通貨にシフトした。

仮想通貨は、その問題点（マネーロンダリング防止、テロ資金供与対策、消費者保護）を3月19、20日のG20財務相・中央銀行総裁会議（ブエノスアイレス）で議論する旨が最近決まったこともあり、パネリストから注目されていた模様である。5人のパネリストの見解は必ずしも一様でなく、仮想通貨によるイノベーションと消費者保護とのバランスを重視する見方を示す向きもあれば、新興国・途上国にとって「大量破壊兵器」「ポンジスキーム（ねずみ講）」であるというかなり辛辣な意見もあった。通貨ではなくコモディティであるとのコメントや、「仮想資産（crypt asset）」と呼ぶべきとの発言もあった。また、仮想通貨の規制方法として、一律的な規制と（例えば業態・業務ごとの）多様な規制を組み合わせるべきとの意見もあったが、その詳細までは示されなかった。

パネルディスカッションの締めくくりでは、2027年ないし2028年にかけての長期的なリスク要因について、各パネリストが短くコメントした。シャドールンバンクや国際資金フローといった金融・経済上の問題から、気候変動や自然災害、そして政治・地政学リスクまで様々な要因が挙げられたが、最も多かった回答（5名中3名）はサイバーリスク／サイバーセキュリティであった。当研究所でサイバーリスク／サイバーセキュリティまでカバーすることは、現在は難しいものの、将来的な課題として視野に入れるべきかもしれないと考えさせられる結果であった。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。